

「南知多町太陽光発電設備の設置等に関する条例」 審査基準

1 太陽光発電設備の設置等に関する事項

太陽光発電設備の設置及び管理について、災害の防止、良好な景観及び生活環境の保全を図り、町民の安全で安心な生活に寄与することを目的とし、その審査の内容について定めるものである。

(1) 自然環境に関する事項

①緑地の保全

樹木の伐採は、必要最小限にとどめること。

②法面の緑化

切土又は盛土により事業区域内に法面又は擁壁が生ずる太陽光発電設備にあって、当該法面又は擁壁に緑化をする場合、緑化に使用する種子は、この地域に自然に分布する種を使用し、適正な緑化に努めること。

ただし、環境省の「生態系被害防止外来種リスト」に掲載の植物は使用しないこと。

③希少野生生物の保全

希少野生動植物（環境省又は愛知県が作成するレッドリストに掲載の動植物）の生息が確認された場合は、国や県と相談して事業の計画の見直し（事業区域の縮小など）を行うなど、適切な保全措置を講ずること。

(2) 生活環境に関する事項

①騒音・振動

パワーコンディショナー等の附帯設備は、騒音又は振動による事業区域の周辺の居住環境に対する影響の低減を図るため、その配置、構造又は設備に関し、民家等から距離を離すなど、適切な措置が行われていること。

②景観への配慮

事業区域の境界部分には、植栽、塀又は柵の設置等により景観に配慮した遮蔽措置を行い、直接隣地から見えないよう適切な措置が行われていること。

③事業区域の立入規制

事業区域には、安全のため第三者が容易に立ち入ることができないよう、塀又は柵を設置すること。なお、営農型の場合は、出来る限りの対策を講ずること。

④反射光

太陽電池モジュールは、その反射光が周辺の環境に重大な影響を及ぼすことがないように、次のいずれかの基準に適合するものであること。

ア 低反射性のものであること。

イ 位置、傾斜角度等について、周辺に反射光などの影響を与えないよう設置

されるものであること。

⑤色彩

太陽光発電設備に係る工作物の色彩は、低彩度のものであり、周辺の自然環境に馴染むものであること。

⑥材料

太陽電池モジュールを支持する架台等は、錆に強い材料を使用し、経年劣化による倒壊などの支障が生じない材料が使用されたものであること。

2 太陽光発電設備の設置等に係る防災上の措置に関する事項

事業区域又はその周辺地域へ影響を及ぼす土砂の流出その他の災害を防止するため、その審査の内容について定めるものである。

(1) 地盤等に関する事項

①地盤の勾配

太陽光発電設備を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り自然を残した上で、擁壁又は排水施設等を確実に設置すること。ただし、太陽光発電設備を設置する自然斜面に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、擁壁又は排水施設等を確実に設置すること。

なお、自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、必要に応じて、適切な災害防止策を実施すること。

②切土

切土により造成を行う場合、法面勾配は下記を基準とすること。

切土に対する標準のり面勾配

地山の土質及び地質		土工指針	
		切土高 (m)	勾配
硬岩			1 : 0.3 ~ 1 : 0.8
軟岩			1 : 0.5 ~ 1 : 1.2
砂	密実でない粒度分布の悪いもの		1 : 1.5 ~
砂質土	密実なもの	5 m以下	1 : 0.8 ~ 1 : 1.0
		5 m ~ 10 m	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
	密実でないもの	5 m以下	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
		5 m ~ 10 m	1 : 1.2 ~ 1 : 1.5
砂利または 岩塊混じり 砂質土	密実なもの、または粒度分布の良いもの	10 m以下	1 : 0.8 ~ 1 : 1.0
		10 m ~ 15 m	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
	密実ではないもの又は粒度分布の悪いもの	10 m以下	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
		10 m ~ 15 m	1 : 1.2 ~ 1 : 1.5

粘性土		10m以下	1 : 0.8~1 : 1.2
岩塊または 玉石混じり の粘性土		5 m以下	1 : 1.0~1 : 1.2
		5 m~10m	1 : 1.2~1 : 1.5

※砂質土（参考値）

密実なもの………N値 20 超える

密実でないもの…N値 20 以下

※崩壊性要因を持つ地質（崖錐、泥流堆積地、土石流堆積地、崩壊跡地、強風化斜面等）の切土部では、別途に検討を行い、十分安全なのり面勾配としなければならない。

上記の表に示すのり面勾配を適用するにあたり、次の条件に該当する場合は適用できないことがあるので、必要に応じてのり面勾配の変更及びのり面保護工、のり面排水工等による対策を講じること。

(1) 地域・地盤条件

- ①地すべり地の場合
- ②崖錐、崩積土、強風化斜面の場合
- ③砂質土等、特に浸食に弱い土質の場合
- ④泥岩、凝灰岩、蛇紋岩等の風化が速い岩の場合
- ⑤割れ目の多い岩の場合
- ⑥割れ目が流れ盤となる場合
- ⑦地下水が多い場合
- ⑧積雪・寒冷地域の場合
- ⑨地震の被害を受けやすい地盤の場合

(2) 切土条件

- ①長大のり面となる場合（切土高が上記表に示す高さを超える場合）
- ②用地等からの制約がある場合

(3) 切土の崩壊による影響

- ①万一崩壊すると隣接物に大きな損害を与える場合
- ②万一崩壊すると復旧に長時間を要し、道路機能等を著しく阻害する場合

切土の小段は7 m毎を標準とする。小段の幅は硬岩及び中硬岩が1.0m、軟岩及び土砂部は1.5mを標準とする。

切土のり面に標準小段を適用した場合、最上段ののり高が2 m程度で延長が短い場合には、小段を省略してもよい。

③盛土

盛土により造成を行う場合、法面勾配は下記を基準とすること。

盛土材料及び盛土高に対する標準のり面勾配の目安

盛土材料	盛土高(m)	勾配	適用
粒度の良い砂(S)、礫および細粒分混じり礫(G)	5m以下	1:1.5~1:1.8	基礎地盤の支持力が十分にあり、浸水の影響がなく、締固め管理基準値を満足する盛土に適用する。 ()の統一分類は代表的なものを参考に示したものである。 標準のり面勾配の範囲外の場合は安定計算を行う。
	5~15m	1:1.8~1:2.0	
粒度の悪い砂(SG)	10m以下	1:1.8~1:2.0	
岩塊(ずりを含む)	10m以下	1:1.5~1:1.8	
	10~20m	1:1.8~1:2.0	
砂質土(SF)、硬い粘質土、硬い粘土(洪積層の硬い粘質土、粘土、関東ローム等)	5m以下	1:1.5~1:1.8	
	5~10m	1:1.8~1:2.0	
火山灰質粘性土(V)	5m以下	1:1.8~1:2.0	

注) 盛土高は、のり肩とのり尻の高低差をいう。

盛土の小段は、盛土高が5m以上の場合は、小段を5m以下の間隔で設け、小段幅は1.5mを標準とし、小段には排水工を設けることを原則とする。

構造物によるのり面保護工を設計する場合は、その基礎形状(地形、地質条件および気候条件)等考慮し、小段幅は原則として上記標準以上を確保すること。

④排水

切土、盛土法面には、法面の保護を図り、小段には排水工を設けるものとする。

⑤法面保護工

法面保護は地形、地質、気象、湧水その他の状況を考慮し適切な工種、工法を採用すること。

(2) 排水施設に関する事項

事業区域内の雨水は、原則として、排水施設を介して事業区域外の排水施設に排水しなければならない。

関係法令等により、別に基準等の定めがある場合はその基準に適合した排水施設を設置すること。

それ以外の事業区域については、愛知県の「雨水浸透阻害行為許可のための雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針(新川・境川(逢妻川)・猿渡川流域編)」の基準を準用するものとする。

(3) 調整池（沈砂池含む）に関する事項

事業区域から排出される雨水により、事業区域の排水を接続する下流水路の容量を超えるなど、排水が困難な場合は、調整池（沈砂池含む）を設けなければならない。

関係法令等により、別に基準等の定めがある場合はその基準に適合した調整池（沈砂池含む）を設置すること。

それ以外の事業区域については、愛知県の「雨水浸透阻害行為許可のための雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針（新川・境川（逢妻川）・猿渡川流域編）」の基準を準用するものとする。

3 太陽光発電設備の安全性の確保に関する事項

強風・地震等によるパネルの飛散・破損等の被害とともに、事業区域周辺への二次的な被害も懸念されることから、施設の安全性が確保されたものであるか、その審査の内容について定めるものである。

(1) 工事中に関する事項

①工事中の災害防止

太陽光発電設備の設置に係る工事は、当該工事中の災害を防止するため、施工時の事故等の防止対策の徹底、工事車両の通行による騒音、振動、砂・埃の飛散、道路の破損等の防止対策の徹底、適切な工事時期、工法等によるものであること。

(2) 設置後に関する事項

①保守点検・維持管理

太陽光発電設備の設置後は、適切な保守点検及び維持管理を行うこと。

また、町より依頼があった場合は、事業実施状況報告書により保守点検などの状況を報告すること。

(3) 廃止後に関する事項

①撤去時の措置

太陽光発電設備の廃止後は、設置者又は管理者の責任において、次に掲げる措置を行うこと。

ア 工作物を速やかに撤去すること。（調整池、沈砂池除く。）

イ 工作物の撤去により生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令等に従い、適正な処理を行うこと。

ウ 事業区域であった土地について、適切な処理を行うこと。

4 その他

この審査基準は、地盤等に関する事項については、(社)日本道路協会の「道路土工 切土工・斜面安定工指針」「道路土工 盛土工指針」、排水施設に関する事項については、愛知県の「雨水浸透阻害行為許可のための雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針（新川・境川（逢妻川）・猿渡川流域編）」を主に準用する形で作成している。詳細については各基準を確認すること。

また、事業を行うにあたっては、この審査基準のみならず関係法令等に従って事業を実施すること。なお、この審査基準に定めのない事項等については、次のガイドライン等に準ずる形で事業を実施すること。

- ①道路土工 切土工・斜面安定工指針、道路土工 盛土工指針【(社)日本道路協会監修】
- ②雨水浸透阻害行為許可のための雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針（新川・境川（逢妻川）・猿渡川流域編）【愛知県建設部河川課監修】
- ③南知多町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例【南知多町】
- ④事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）【資源エネルギー庁監修】
- ⑤太陽光発電の環境配慮ガイドライン【環境省監修】
- ⑥地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン【NEDO 等監修】